



改正民法の「定型約款」に関する規律と諸論点

～改正民法で最も関心の高い「定型約款」についての疑問について『モデル約款』を用いて丁寧に解きほぐします。～

.....プログラム.....

- 1 現行民法の取扱いと問題点
- 2 改正民法における「定型約款」の規律
- 3 「定型約款」の定義
 - (1) 定型約款の要件 (①不特定多数要件、②画一性要件、③補充目的要件)
 - (2) 個別合意と定型約款該当性
 - (3) 定型約款が契約書である場合
 - (4) 認可約款や届出約款であることの影響
 - (5) 申込書や表明確約書による追加事項は定型約款に該当するか
- 4 定型約款該当性についての個別検討
 - (1) 定型約款に該当するか検討の意義 (条項準備者と顧客それぞれの有利・不利)
 - (2) 消費者向けに商品・サービス提供を行う取引 (B to C)
 - ①約款 (規定) が別冊子・別紙になっているもの (申込書に署名押印)
 - ・預金約款、保険約款、ソフトウェア利用約款、証券総合サービス約款、投資信託約款
 - ②契約書 (条項群) に調印するもの
 - ・消費者ローン・住宅ローン、投資一任契約書、不動産売買契約書・不動産賃貸借契約書
 - (3) 事業者間取引 (B to B)
 - ①消費者向けと同様に一律の商品・サービス提供を行う約款・契約書
 - ・預金約款、ソフトウェア利用約款、企業保険
 - ②事業者間のみで行われる取引において利用される約款・契約書
 - ・事業者間取引の契約書・約款のひな形 (製品の原材料の供給契約等)、銀行取引約定書、フランチャイズ契約書、工事請負契約約款
- 5 みなし合意の要件
 - (1) みなし合意の要件
 - (2) 定型約款を契約の内容とする旨を合意したとき
 - (3) 定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき
 - (4) 表示義務の例外
 - (5) シュリンクラップ契約・クリックオン契約
- 6 みなし合意の適用除外 (不当条項規制・不意打ち規制)
 - (1) 概要・みなし合意の適用除外の要件
 - (2) 消費者契約法 10 条との違い (対象・要件・効果・趣旨・不意打ち条項)
 - (3) 中心条項に対する適用の有無
- 7 定型約款の内容の表示
 - (1) 定型約款の開示義務
 - (2) みなし合意の不適用
- 8 定型約款の変更
 - (1) 概要・要件
 - (2) 実質要件① (相手方の一般の利益に適合するとき) : 具体例に基づく検討
 - (3) 実質要件② (変更条項の要否等の判断基準)
 - (4) 手続要件
 - (5) みなし合意の適用除外との関係
 - (6) 「定型約款の変更」の要件を充たさない場合の効果
 - (7) 認可約款や届出約款である場合
 - (8) 定型約款の変更条項の規定例
 - (9) 現行法の下での約款の変更 (最判条項の適及適用を認めた福岡地判平成 28 年 3 月 4 日) との関係
- 9 定型約款に関する経過規定 (不適用の意思表示は、2018 年 4 月 1 日から全面施行日前の 2020 年 3 月 31 日まで)
- 10 消費者契約法の不当条項規制
 - (1) 消費者契約法の不当条項規制 (8 条～10 条の要件)
 - (2) 差止め事例・裁判断例による具体的事例
- 11 消費者裁判手続特例法
 - (1) 被害回復制度の手続
 - (2) 対象となる事案～約款の不当条項規制等
- 12 モデル約款についての解説
 - ・預金約款、生命保険約款、ソフトウェア利用約款等

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。



《開催要領》

日時▶ 2018年4月10日(火) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

WEBセミナー配信期間 ▶ 2018年4月16日(月)~2018年5月14日(月)

※WEBセミナーは「2018年4月3日(火)」までにお申込ください。規定の人数に満たない場合、配信を中止する場合がございます。

《 WEBセミナーとは 》

WEBセミナーは、企業研究会で開催するセミナーを収録し、「WEBセミナー配信期間」中にパソコンやスマートフォン等で視聴できるサービスです。セミナーに参加したいが開催日に予定がある、開催会場が遠方で参加が難しい、など、様々な制約がある方にお勧めいたします。(※WEBセミナーは、セミナー当日の様態を簡易編集して提供するものです。)講義資料は PDF 資料での提供となりますが、都合により、セミナー当日の映写使用/配布資料と異なる場合がございます。また、講師への質問は、お受けすることができません。予めご承知置き下さい。

【講師】弁護士法人 三宅法律事務所 弁護士 公認不正検査士 (OFE) パートナー 渡邊 雅之氏

1995年東京大学法学部卒業、1997年司法試験合格、2000年総理府退職、2001年司法修習修了(54期)、弁護士登録(第二東京弁護士会)、2007年Columbia Law School(LL.M.)修了、2009年三宅法律事務所入所。改正法の解説について定評があり、初心者にも理解しやすい講義を得意としている。

《申込方法》当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名 (税込・資料代含む) ※申込書でFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

会場参加	正会員	34,560円 (本体価格 32,000円)	一般	37,800円 (本体価格 35,000円)
WEBセミナー	正会員	32,400円 (本体価格 30,000円)	一般	35,640円 (本体価格 33,000円)

会場参加 or WEBセミナー ご希望にチェックして下さい		<input type="checkbox"/> 会場参加 181447-0303		<input type="checkbox"/> WEB 181452-0303	
※利用規約・試聴動画を確認の上、申します。					
ふりがな 会社名					
住所					
TEL	FAX				
ふりがな ご氏名	所 属		役 職		
E-mail					

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。後日 (開催日 1 週間前～10 日前までに) 受講票・請求書をお送り致します。WEBセミナーにお申込の方は、後日、ID/パスワードをお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認ください。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。

【Webセミナー視聴に関しての注意事項】①ご使用のパソコン/ネット環境のセキュリティ設定、動作環境によっては視聴できないことがあります。お申込の前に企業研究会 WEB サイト内で試聴動画を確認の上でお申込下さい。②お申込み1名様に対して、1つのID・パスワードを発行致します。1つのIDの複数名での利用、プロジェクタ等での上映はお断りしております。詳しくは企業研究会 WEB サイト内で「利用規約」をご確認ください。③WEBセミナーは協力会社である㈱ファシオのイベント配信プラットフォーム「Delivaru」を使用致します。お申込者様のメールアドレスを(社)企業研究会と㈱ファシオで共有致します。